

第2回日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場用地選定検討委員会
会議録【公開部分収録】

日 時	令和3年9月29日(水) 午後1時30分 ~ 午後3時00分
場 所	門川町役場3F会議室
参加者	23名(傍聴者0名)
出席者	委員 学識経験者 土手裕委員、大柴薫委員、長友由隆委員 宮城弘守委員、原田隆典委員
	環境団体 山田大志委員
	住民代表 岩佐誠委員、田原謙二委員、甲斐弘昭委員
	住民公募 川口裕之委員
広域連合	黒木副長(日向市副市長)
事務局	日向市環境政策課長代理(加那屋主任主事) 門川町甲斐環境水道課長、美郷町田村町民生生活課長 諸塚村甲斐住民福祉課長、椎葉村黒木税務住民課長 広域連合事務局(吉田事務局長、田中局長補佐、茂係長、 尾前主査)
コンサル	株式会社建設技術研究所(林室長、池田技師、梁田技師)
欠席者	該当無し
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ(委員長) 3 協議(議事進行:委員長) <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回委員会の確認 (2) 次期最終処分場に係る公募について (3) 次期最終処分場用地選定について (4) その他 (5) 一次候補地の抽出について【非公開】 4 閉会 <p>※配付資料</p> <p>【資料2-1】 前回委員会の確認</p> <p>【資料2-1】 (参考資料) 対象地域の活断層分布</p> <p>【資料2-2】 第1回用地選定検討委員会議事要旨</p> <p>【資料2-3】 次期最終処分場に係る公募について</p> <p>【資料2-4】 次期最終処分場用地の選定手順について</p>

	<p>【資料 2-5】 二次選定における評価方法</p> <p>【資料 2-5】 (参考資料) 周辺民家と騒音振動の影響について</p> <p>※非公開資料</p> <p>【資料 2-6】 一次候補地の抽出結果 (案) → 協議終了後公開</p> <p>【別添資料 1 (非公開)】 一次候補地の位置図 → 協議終了後回収</p>
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 協議 (議事進行 : 委員長)</p>	<p>土手委員長からあいさつ。</p>
議事 (1) 前回委員会の確認	
<p>【委員長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>前回委員会の確認について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(資料 2-1、2-2 により説明)</p> <p>前回委員会の確認について説明を行う。P 1 は、ポンチ絵の青色部分が前回の第 1 回委員会での決定内容を整理したものであり、前提条件及び法規制の整理、除外地域の設定及び一次候補地の選定基準を議論した結果、概ね問題ないと承認をいただいたところである。</p> <p>一次候補地抽出基準においては、前回委員会にて下記 4 項目に整理させていただいたところである。</p> <p>緑色部分は、今後の協議内容と全体の流れを示したものであり、第 2 回委員会でメインとなってくるであろう一次候補地の案を事務局で整理させていただいた。先月開催された推進協議会での確認を踏まえた案とご理解いただきたい。</p> <p>後ほど、一次候補地案 30 箇所程度を示させていただき、皆様の忌憚のない意見をいただいた上で一次候補地を定めていきたいと考えている。更には、二次評価の基準案、5～10 箇所に絞り込む作業を行う際の基準案も本日の委員会で議論いただきたい。</p> <p>第 3 回以降は、より絞り込みを行い、5～10 箇所程度から更に 3 箇所程度まで絞り込みを行うといった議論を行っていくというような流れで、第 5 回、第 6 回と協議を重ねたうえで最終候補地を定めていきたいと考えている</p>

ところである。

P 2以降は、第1回での決定事項の概要を示したものの。前回での決定事項であるため詳細な説明は割愛するが、少し簡単に説明を行いたい。

まず、前提条件として埋立容量及び敷地面積を諸条件に基づいて設定したところである。「3) 埋立容量の設定」では、約 57,000 m³という値を設定し、次期最終処分場ではこの容量を満たす規模が必要となってくる。

「4) 必要敷地面積の設定」のところで誤植があったので訂正を。表3表題及び表中の表記は「埋立容量」ではなく、「必要敷地面積」となり、単位も「m³」ではなく「m²」となる。ここでは、約 30,000 m²、つまり 3 ha 以上の敷地面積が必要であるというところを整理させていただいた。

P 3では、前提条件でもあるが選定範囲を改めて整理したもの。広域連合清掃センターから片道 50 km を超える場所と、さらに日向市も選定の対象外とすることで整理したところである。

「2 法規制の整理」では、前提条件に係ってくる法規制の整理をさせていただいたもので、いわゆる次期最終処分場の建設において、こういった法令が関係してくるかを整理したものである。

P 4では、「3 除外地域の設定」というところで、先ほどの法規制の項目に沿いつつ、除外地域の設定項目という一つの視点を用いて除外地域を整理させていただいた。第1回では、除外地域の範囲を図示させていただいたところである。

「4 一次候補地抽出の選定基準」は、後ほど説明する一次候補地抽出案で最も重要となってくる事項である。当然、除外地域以外から選定しつつ必要敷地面積 3 ha 以上を満たし、さらにはアクセス道路から距離が近いところであったり、施工面から見ても造成しやすいと、まずはこういった4つの視点から一次候補地約 30箇所程度を選定していきたいというところである。

以上が、前回までの振り返りというところである。

引き続き、P 5の説明を行う。こちらは、第1回委員会であったいくつかの質問事項の回答を示したものの。(質問1) 公開に伴う住民意見の集約と反映の方法については、(回答1) に示すとおりである。

続いて、P 6の(質問2) 日向市の原単位予測結果の直近年度の値や平成 26年度以前の値の提示については、(回答2) に示すとおりで、それぞれ【図2】及び【図3】で示させていただいているところである。

引き続き、資料 2-1 (参考資料) の説明を行う。

資料 2-1 (参考資料) では、対象地域の活断層分布について示したものである。第1回委員会では除外地域設定の中に活断層の条件もあったが、当時詳細な説明資料が用意できずペンディング(保留)となっていたため、その後

調査を進めた結果について、本委員会で調査データを共有させていただきたい。

P 1 に調査文献一覧を表中に記載しており、この3つを基礎資料として活断層の有無を机上にて調査させていただいた。結果については、P 2【図1】に示したとおり、今回の次期最終処分場建設に係る選定対象範囲において、いわゆる活断層とみられるものはなかった。

【図1】の右下「凡例」にあるとおり、濃い赤線や黄線、紫線が文献を参照した際の活断層を示したものであるが、これが門川町、美郷町、諸塚村の一部地域の選定範囲内に記載がないことがお分かりいただけると思う。以上で資料2-1（参考資料）の説明とする。

引き続き、資料2-2の説明を行う。こちらは、先ほど資料2-1で説明した前回委員会の振り返りの意味合いも含まれているが、第1回委員会の議事の要旨を端的にまとめた資料となっている。事前に委員の皆様にご覧いただき、内容の詳細な説明は省略させていただく。以上で、資料2-2の説明とする。

【委員長】 ただ今説明があった内容について、何か質問・ご意見などあれば。

【委員】 資料2-1のP5について、意見集約シートをHP掲載の上で利用してもらうということは、ダウンロードできる形式であり、それを住民の方たちがダウンロードして記入を行い、メールもしくはアップロードできるようにするとか、形式はどのような形で集約するのか。

【事務局】 こちらの意見シートは、HP等に掲載していくものであるが、これを利用する場合、広域連合のメールフォーム等もあるので、こちらの方にメールを送信していただくか、各構成市町村窓口への持参もしくはメールでも受付を行い、どちらでも対応できるような形で考えているところである。

【委員】 分かりました。シートの内容だが、結構細かく聞いている、いわゆる職業とか住所とかいろいろと書かないといけないと思うが、もしかしたらそこを書きたくないという方もいると思うので、集約する上で絶対に必要だという必須項目の設定を行うと意見が集まりやすいと考えるがいかがか。

また、日付を設けることでいつどういった意見が出てきたか経時変化で見られるのでこちらも設定した方が良いのではと考える。

あと、質問2は私がしたと記憶してるが、このデータをいただいて、前回説明していただいた内容が分かった。ありがとうございました。

【事務局】 委員から意見をいただいたが、意見シートについては今示している項目でいくと、事務局としては氏名と住所までは最低限書いていただきたいと考えている。そういったところも、資料上で分かるようHP上で掲載し、日付についても取り入れたいと思う。

【委員長】	他にあるか。…よろしいか。それでは、次の協議（２）に移る。事務局より説明を。
議事（２）次期最終処分場に係る公募について	
【事務局】	<p>（資料 2-3 により説明）</p> <p>次期最終処分場に係る公募について説明する。昨年度の 1 2 月に記者発表を行い、（１）から（３）までの条件をもとに令和 3 年 3 月下旬までの期間で公募を行った結果を（４）に示す。受付件数は 1 件、詳細な場所等はこのあとの非公開審議の部分で委員の皆様には確認していただく。資料 2-3 については以上。</p>
【委員長】	事務局より説明があったが、意見等あるか。…特に意見等ないようなので、次の協議（３）に移る。事務局より説明を。
議事（３）次期最終処分場用地選定について	
【事務局】	<p>（資料 2-4 により説明）</p> <p>次期最終処分場用地の選定手順について説明する。先の資料 2-1 の内容と被る部分があるが、より用地選定に向けたフローを詳細にまとめた資料となっている。この選定フローに基づいて今回の協議の要旨を見ていただきたい。</p> <p>P 1 委員会の審議概要について、改めてこのような流れで選定していくというご理解をいただきたい。第 1 回では次期最終処分場の前提条件の整理、除外地域の設定、一次候補地抽出の選定基準といったものを決定している。</p> <p>第 2 回では、本日の審議テーマとなる一次候補地抽出であるが、先ほどの除外地域、アクセス面、建設容易性等を参考に概ね 3 0 箇所程度を抽出しているところであるが、このあと議論となるところなのでここは割愛させていただきます。</p> <p>第 3 回以降についても前段で説明したとおりで、回を重ねるごとに候補地を絞り込んでいくというふうイメージしていただければと思う。P 2 以降では、それぞれの審議内容とか、どういった流れで進めていくのかという詳しい説明を示しており、P 2 は前提条件から一次候補地の抽出までのフローを示している。繰り返しとなるが、前提条件・法規制の整理を行い、除外地域の設定をしたうえで一次候補地の抽出を行ってきている。</p> <p>P 3 では、二次候補地の選定までの流れを示している。一次候補地約 3 0 箇所程度が定まった上で、二次候補地選定 5 ～ 1 0 箇所程度に絞り込む上での評価項目の設定をまず行わせていただきたい。こちらの内容が、本日議論いただくものとなっており、自然条件や社会条件、環境条件の観点から二次</p>

選定に向けた評価項目を整理させていただいたので、後ほど議論をお願いしたい。

評価項目を設定した上で、二次候補地の選定を行うにあたり、少しイメージとして示させていただいているところだが、各30箇所程度に対して二次候補地評価項目を整理させていただく。そこで、段階的ではあるが◎～△という評価を各候補地ごと、各評価項目ごとに設定させていただこうと考えている。

P4では、三次候補地選定のプロセスを示している。こちらも同様に、二次候補地5～10箇所程度を設定した上で、さらに3箇所程度まで絞り込む内容となっており、各評価項目を設定する上で、経済性、事業実現性の観点から三次選定に向けた評価項目を整理していきたいと考えている。

さらに、現地踏査といった形で、事務局ないし技術員を交えて実際に地質的、地形的に問題がないかというところを整理してまいりたいと思っている。航空写真等で把握できないところについても、周辺状況と併せて実際に足を踏み入れて見ていきたいと考えている。

さらにではあるが、現地踏査の結果も踏まえて概略ではあるが施設配置検討も同時に行っていくものである。この検討図を用いて、造成の容易性や経済性といったところも少し見える化、把握を行っていききたいと考えている。これらを踏まえて、三次候補地の選定を行ってまいりたい。評価については、二次選定と同様◎～△と設定して、各項目ごとに評価を行っていききたいと考えているところである。

P5では、三次候補地3箇所から最終的な1箇所に絞り込むためのプロセスを示している。先ほどの三次選定で、施設の概略図を作成しているところだが、3箇所については概略ではなく、より詳細に、処分場建設に係る基本的な計画を作成し、配置図に基づき概算数量の算出や概算事業費の算定を行うなど具体的な整理を行っていき、三次候補地の比較検討をしていきたいと考えている。

この最終的な総合評価については、先ほどの三次候補地選定までの調査内容を基に改めて見直しを行い、評価していきたいと考えている。評価にあたっては、より数値化、ランク付、重みをつけていき、最終的な1箇所を絞り込んでいきたい。

P6は、先ほどまでの内容を表見出しで示したものである。委員の皆様には、この評価項目について議論いただいた上で、点数ないし評価をし、委員会を重ねていく中で最終的な1箇所を選定してまいりたい。

P7は、各選定段階における公表の有無を示したものである。今回から、公開するか否かという部分で少し協議が出てくることとなる。一次候補地で

は、あくまでも数のみを公表させていただく。二次候補地では、数に加えて位置も大字程度であるが公表していきたいと考えている。

三次候補地では、詳細な位置までお示ししたいと考えている。この段階になると、住民説明会もスケジュールに入ってくることとなっており、おのずと詳細な位置というものをお示しする必要があると思っている。

最終候補地についても、詳細な位置まで示すこととなる。このように、少しずつ段階を踏むごとに詳細に公表をしていこうと考えているところである。資料 2-4 の説明は以上となる。

【委員長】 それでは、事務局より説明があったが、意見等ないか。

【委員】 P 6 の各選定段階における評価項目について、二次選定の中で自然環境という項目があるが、これは特別な、希少な動植物の生態系の有無等を調査するものと理解しているが、二次選定で実施するとなると、最初の一次選定で 30 箇所程度選んでいたが、それら全て調査しなければならない。もう少し絞った段階で入れたらどうか。例えば、三次（選定）だと 5～10 箇所程度の調査で済むわけであるが。

【事務局】 自然条件をもう少し後の方で選定項目として入れてはどうかという意見だが、今回一次選定から最終選定まで、絞り込んでいくような形になっており、形としては二次選定段階で自然環境というところを入れ込んでいるところであるが、一次、二次、三次と少しテーマを絞って実施していると捉えてほしい。

一次ではアクセスないし施工面を重点的に、二次では一次で絞り込んだものを社会条件や自然条件といった観点で見ていただくことをテーマとしている。さらに、三次のところでは、より経済性や建設容易性というところを見ていきたいと思っているところである。従って、自然環境については二次選定の段階で入れてはどうかということで提案しているところである。

【委員長】 (委員に向けて) いかがか。

【委員】 二次選定で自然環境を入れると、調査する範囲、件数が多くなる。なにか既にデータが出ていて、それを利用してやるというなら話は分かるのだが、これから 30 箇所程度の希少動植物等を調査するとなると膨大な時間がかかると思うが。

【事務局】 回答させていただく。後の資料 2-5 の内容になるのだが、自然環境の調査方法は基本的には公表資料を利用して判定していこうと考えている。詳しくは後で出てくるが、植生自然度、レッドリスト等で絶滅危惧種等の公表がされているかどうかを 30 箇所程度の範囲で確認していくものである。

ここでいうものは、1 箇所ごとに現地調査を行うものではなく、公表資料により広く確認するという意味合いである。

【委員】 例えば、県がやっているようなレッドデータブック等を利用するというとか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員長】 よろしいか。ここは、あくまでも案であり、また、こういったタイミングで追加した方がよい等の意見をいただく場を設けることになるので、必要があればその時にでも提案いただければと考える。…他に意見等ないか。ここは手順であるので、大まかな手順についての意見を。

【委員】 大まかな手順については、こんなものだろうという気がするが、現実的にはこうはならないと思う。例えば、三次選定の時に自然環境という項目を、ざっくり二次の時に実施するが、3つくらいに絞る時は自然環境も、もっと詳細にやるとか。用地面積で、三次の所で経済性ということに絞っているが、二次の30候補くらいあるところでも、ある程度地権者とか土地の所有者がたくさんであるとかはそこから外しておかないと、三次の時には、最終的にはそちらの方がやりやすいと思う。

だから、おおざっぱにいうとこういう項目になるのだろうが、現実味でいうと二次の所にも三次の所にも自然環境とか経済性というのは入っている。要するに、一次～三次という行程はおおざっぱさが段々細かくなっていくという…

【委員長】 一つは確度を高めていくということですね。

【委員】 ええ。一つは精度を高めていくということだから、基本的には、三次に突然経済性が出てくるのはどうなのかと。…おおざっぱに二次の中にも入れておかないといけないのではないかという気はするがいかかか。

【委員長】 二次選定内の立地特性とかは、やはり経済性と絡んでくるところであり、金額までは出ないけど、大体というところに入ってきていると。それで、二次、三次で全く別項目で評価するというのではなくて、結局委員が言われたとおり、確度が高い情報を入れていくということが一つある。

必要があれば、二次と三次で同じ視点での評価項目があってもいいし、別の項目が新たに入ってくるということも十分考えられる。そういう意味での二次、三次となる。…よろしいか。

【委員】 意味としてはそういうことである。おおざっぱと言えぱおおざっぱなのだが、この位置づけを、精度を上げていくというこの精度が、上の方ではおおざっぱで、回を重ねるごとに段々精度が上がっていく。先ほど言われたとおり、項目が落ちたり、下がったりすることはないので、その指針だけ確認しておけばいいと思う。

【委員長】 項目の名称は変わるかもしれないが、視点としてはそんなにガラッと変わることはないと思う。…あと、他に意見はないか。…よろしいか。それでは、

資料 2-4 については事務局案のとおりということで進めることとする。続いて資料 2-5 について事務局より説明を。

【事務局】

二次選定における評価方法について説明する。まず、評価項目の設定について、先ほど資料 2-4 の説明で少し触れたが、下記の 4 つの項目で評価を行っていきたいと考える。一次選定で除外条件の設定を行ったが、法規制対象項目で除外条件に入らなかったものを評価の対象としており、これは、特に社会・生活環境、防災に該当するものである。

その他の評価項目では、法的規制対象ではないものの、交通状況であったり、民家の立地状況、地形的な特性等の観点から特に立地特性や自然環境に該当する項目を評価していくものである。

P 2 では、一次候補地の抽出段階で外れている法規制対象項目を評価項目として設定させていただいたものを示している。社会・生活環境に関しては農業振興地域が掛かっているか否かというところを、防災に関しては地すべり防止区域から浸水想定区域までを法規制対象項目としているところである。似たような名称があるが、実は法律が違っていたり、区域等の指定者が国だったり、都道府県だったりと違っていたりするため、関係法令を網羅したものである。

P 3 では、その他の評価項目を設定させていただいたものを示している。分類としては、立地特性、自然環境、社会・生活環境という形で設定している。地形の横断、縦断勾配だったり、植生自然度や希少野生動植物の有無、公共施設や周辺の民家状況などを評価項目として設定し、それぞれの設定理由も併せて示させていただいているところである。

P 4 では、前述した二次選定の評価項目を表の中一覽にまとめたものである。防災については、先ほど多数の項目が表示されていたが、「土砂災害警戒区域等」ということで一括りにさせていただいたところであるが、内容については一つずつ評価させていただく。

P 5 ～ P 1 1 では、二次選定における各評価項目と評価の判断基準を詳細に示したものと及び表の中一覽で示したものである。P 1 2 では、二次選定の評価方法について示しており、各評価項目ごとに◎を 3 点、○を 2 点、△を 1 点として評価を行い、点数の高い順に 5 ～ 1 0 箇所程度に絞り込みを行うものである。資料 2-5 の説明については以上。

続いて、資料 2-5(参考資料)：周辺民家との距離と騒音振動の影響についての説明を行う。先ほど説明した公共施設や周辺民家からの距離 3 0 0 m や 6 0 0 m といった具体的な数値について、どのような根拠に基づいて評価・判断しているかというものを示したものである。

具体的な予測方法として、埋立作業に伴う騒音を想定した、表中に記載し

である機械を一斉に動かした場合の騒音・振動レベルを示させていただいた。

P 2では、騒音予測結果を距離減衰図を用いて、音源からどれだけ距離を保てば十分な静穏が保たれるのかを示しており、P 3で騒音レベルの目安を「生活騒音パンフレット(環境省)」をもとにお示ししている。概ね300m離れた場合、役所の窓口周辺程度、概ね600m離れた場合は美術館の館内と同程度の騒音レベルであるため、ほぼ静穏であると言えることがお分かりいただけると思う。

P 4～P 5では、機械の振動レベルから予測される距離減衰を示しており、振動予測地点から300m以上離れた場合、ヒトが感じ取れない程度の振動であるため、影響はないと言える。

以上のことから、資料2-5で示した具体的な数値は、評価基準の根拠として十分なものであるため、設定させていただいたところである。委員の方の中には専門分野であり、より詳しいと思うので、忌憚のない意見をいただければと考えている。資料2-5(参考資料)の説明は以上。

【委員長】 ただいま説明のあった資料2-5について、質問も含めて意見等ないか。

【委員】 質問となるが、評価基準の◎～△について、点数をつけてこれを総合的に判断して選定するということだが、その内容によっては、例えば公共施設であつたりとか、民家とかから300m未満のものについては法律的に×という感じだと思うが、全体的に△で建設可能なところと、△だと少し難しいところとあると思うので評価の所でここに△が付くと法律的にも難しいとか、そういうのが分かると選びやすいのではと思うがいかがか。

【事務局】 基本的には、法律的にダメであるものは除外条件で消してしまっているところであるので、まずそういったところについては選んでいないということになる。言われたとおり、△の中でもギリギリだとか、対策を物凄く頑張らなければならない所とかあると思う。そういったところについては、三次以降で重み付けによって選ぶので、さらに確度を上げたうえでその項目については、例えば2倍の評価をすとか、そういう形で総合的に評価をしたいと考えている。二次の段階については30箇所程度あるので、広く判断する上で全体一律で◎～△という評価をさせていただくというような考えである。

【委員長】 よろしいか。今のところで少し意見を。委員の言われることは、公共施設とか周辺民家のところで「都市計画法に基づく～…」というところがあるので、それで300m未満だと法的にダメなのではないかという懸念であると思うが、それについてはいかがか。

【事務局】 基本的には、我々が選ぶ時に、例えば市役所の隣を選定するというような

ことはしていない。この300mというのは、一つの目安として設定をしているところであるので、極端に近いところを選んでいないということと、300mというのが一つの基準にあって、目安として600mというものを設定しているところであるので、基本的にはあまりに近いところは選んでいない、また抽出条件の所でそういったところは選ばないため、そういった所は出てこないというものである。

【委員長】 (委員に対し) 今の説明でよろしいか。…今すぐに、◎～△が付くということにはならないと思うが、常識的にそういう所は選ばないという説明である。…他に意見等ないか。

【委員】 二次選定から三次選定のところで、今後重み付けをしていくことは分かったが、もしこの二次選定の評価項目の所で◎～△を数値化して評価したときに、同じようなものが出てきたときに、やはり優先順位の高い評価項目というものが出てくると思うが、そのあたりの検討というものが何もないというか、項目ごとの説明はあったが、どれを優先的に重み付けするのか、優先的に考慮して選ばないといけないのかという所に対して現段階で何か考えがあるのか伺いたい。

【事務局】 現段階で、二次選定を行う上で、最後の5～10箇所程度を選定する際に、例えば大体似たような評価の所で、上から8番目、9番目とかになると、おそらくそれは残すことになると思う。さらにそれを角度を変えて次の段階で評価するという所で考えているので、今の所30箇所程度評価をしなければいけない状態であるので、その中で5～10箇所程度と少し流動的になるが残す残さないという評価をさせていただきたいと考えている。

30箇所程度の中で、25番目と26番目というところであれば、あまり気にしなくてよいと言えば言い方が悪くなるが、どちらも落ちていくようなことになるので今の所では一律で評価をしたいと考えているところである。

【委員】 少し私の方で懸念しているのが、一つの項目自体を同じ重要度というか、均して考えて良いものかどうかというのが疑問だったので質問したところである。候補地が30程度から10程度に絞り込むときまでは一律で考えて、それから委員長が言われたとおりの角度を変えてから重み付けをした段階でもう少し詳細に検討するという解釈でよろしかったか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 分かりました。

【委員長】 他にございませんか。…それでは、特に意見等も出尽くしたようなので、二次選定における評価方法についても事務局案どおりに決定することとする。それでは、次の協議(4)に移る。事務局の方から願います。

議事（４）その他

【事務局】 事務局から、その他事項として２点お伝えする。まずは、第３回検討委員会開催日程について、事務局案としては１２月１６日（木）同じ時間帯を想定して開催を予定したいと考えている。

続いて２点目、県内にある最終処分場の視察について、こちら都城市を予定している。事務局の日程案としては、１１月１１日（木）を予定したいと考えている。第３回検討委員会及び都城市の視察研修については、後ほど正式に日程調整をさせていただくので、当方の案で進めさせていただくことをご理解いただきたい。

【委員長】 事務局より連絡があったが、委員の皆様は日程は大丈夫か？一応調整した結果ではあると…

【事務局】 （事前に）意見等をお聞きしたところだが、なかなか委員全員が揃うタイミングというのが難しいところであったので、一番人数が揃う日程というところで、先ほどお伝えした日程で進めさせていただきたい。

【委員長】 了解した。委員の皆様には、その日程を抑えていただきたい。…今の日程のところでは何か意見等はあるか。よろしいか。それでは、以上で公開部分の協議は終了とする。ここからの協議は詳細な図面等を使用するため、設置要綱第７条の規定により非公開部分に該当するので、傍聴者、報道関係者の方は退席をお願いします。

なお、非公開部分の協議結果について、午後５時から記者発表を行うので、報道関係者の方は出席いただくようお願いしたい。…それでは、小休憩を挟んで、午後３時より再開する。しばらく休憩とする。

～休憩後、非公開審議～～（公開部分終了）